

祭礼等、多数の人が集まる催しでの火気器具などの使用には、
『**消火器の準備**』と『**消防署への届出**』が必要となります。

平成25年8月に京都府の福知山で発生した花火大会火災により、多数の死傷者が出たことを踏まえ、伊勢原市火災予防条例の一部改正を行いました。

『届出』等が必要となる催しは？

祭礼、縁日、花火大会などの多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する場合。

【消火器の準備】が必要
平成26年8月1日施行
【露店等開設届出書】の届出が必要
平成27年3月1日施行

【露店等開設届出書の届出】

【一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、次のいづれかに該当する方が届出してください。】

- ① 露店等を開設する店主等で代表者を定め、取りまとめて届出する。
- ② 催しの主催者等が取りまとめて届出する。

【届出場所：消防署本署・各分署】

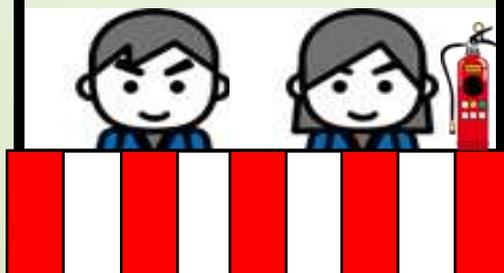
『届出』対象から除かれる祭礼等

- ・【単一の自治会が開催するもの】
 - ・【事業所が開催するもの】
 - ・【学校が開催するもの】
 - ・【幼稚園、保育園等が開催するもの】
- 〈ただし、事業所、学校、幼稚園等は、関係者以外の者、又は不特定の者が参加、来場する催しは、対象になります。〉

消火器の準備及び届出不要

【消火器の準備・届出は不要】
ただし、対象から除かれる祭礼等であっても、火災予防上の観点から消火器の準備をお願いします。

いせはら〇〇まつり





大規模な催しになると 『指定催し』として指定!



屋外での大規模な催しを開催する場合の防火管理

次の要件に該当するものを消防長が「指定催し」に指定します。

消防長が指定した場所（伊勢原駅周辺、市総合運動公園）で開催される催しのうち、1日当たりの人出予想が10万人以上で、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上の屋外催しとして計画されている催し。

消防長が指定するときは、あらかじめ、主催者に意見などを聴きます。

消防長が、「指定催し」を指定したときは、主催者に通知し、消防本部に掲示及び市ホームページに掲載し公示します。

【指定催しに指定された主催者は、次の3つのことが義務付けられます。】

- ① 防火担当者を定めること。
- ② 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を作成し、その計画書に基づく業務を防火担当者に行わせること。
- ③ 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を開催する日の14日前までに、消防長に提出すること。

【届出場所：消防本部予防課】

【罰則】 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を提出しなかった者に対する罰則として「30万円以下の罰金」が科せられます。

※ 屋外催しに係る防火管理 【平成27年3月1日施行】

お問い合わせ 伊勢原市消防本部予防課
電話 0463-95-2117(直通)
FAX 0463-91-4325
メール yobou@isehara-city.jp